

大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室相談実施細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室規程（平成16年教育福祉科学部規程第9号）第14条第2項の規定により、大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室（以下「相談室」という。）における相談の実施に関し必要な事項を定める。

(相談の種類)

第2条 相談室は、次の各号に掲げる面接相談を行う。

- (1) 受理面接 来談者及びその保護者等の関係者に対して行われる初回の面接
- (2) 遊戯面接 受理面接の後、小学生以下の来談者に対して継続して行われる面接
- (3) 臨床心理面接 受理面接の後、中学生以上の来談者に対して継続して行われる面接
- (4) 心理教育面接 受理面接の後、来談者の保護者等の関係者に対して継続して行われる面接
- (5) 臨床集団面接 複数の来談者に対して合同で行われる面接
- (6) 検査面接 心理検査及び発達検査等の実施を中心として行われる面接
- (7) 教育研修面接 心理、発達、教育に関する相談に携わる者に対して教育及び研修を目的として行われる面接

(相談の受付、実施等)

第3条 相談の受付は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び年末年始の休日を除く。

2 相談の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に所定の申込書に必要事項を記入し、大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室長（以下「室長」という。）の承認を得るものとする。

3 相談の実施は、予約制とし、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び年末年始の休日を除く。

(相談料)

第4条 室長は、前条第2項の承認を受けた申込者から相談料を徴収し、その額（消費税等を含む。）は、1回につき、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受理面接 2,540円
- (2) 遊戯面接 2,030円
- (3) 臨床心理面接 2,030円
- (4) 心理教育面接 1,520円
- (5) 臨床集団面接 1,520円
- (6) 検査面接 3,050円
- (7) 教育研修面接 3,050円

(8) 文書発行 1,650円

- 2 相談料は前納とする。
- 3 納付した相談料は、いかなる理由があっても返還しない。

(来談者に対する説明と同意)

第5条 相談担当者は、相談の方針・目標、相談において用いられる技法や検査の実施について、来談者若しくは保護者に十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(守秘義務)

第6条 相談担当者は、来談者のプライバシー・名誉その他の人権を尊重するとともに、業務上必要な場合を除き、知り得た情報を他に漏らすことのないよう厳重に注意するものとする。

(遵守事項)

第7条 相談担当者は、公認心理師法（平成27年法律第68号）第4章の規定に基づいて相談を実施するとともに、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める倫理綱領及び一般社団法人日本心理臨床学会の定める倫理基準等を遵守するものとする。

(記録)

- 第8条 相談担当者は、担当した相談に関し、所定の様式により相談記録を作成するものとする。
- 2 相談記録については、相談担当者が相談室において施錠のできる保管庫に厳重に管理し、その秘密保持に留意するものとする。
 - 3 相談記録は、相談終了後少なくとも5年間保管するものとする。
 - 4 相談担当者が相談を行わなくなる事由が生じたときは、全ての相談記録の管理を相談室長に委譲するものとする。

(カンファレンス)

第9条 相談に関しては、次の各号に掲げるカンファレンスを行うものとする。

- (1) インテークカンファレンス 定期的に行い、相談申込みの受理の可否、相談担当者の決定を検討するもの
- (2) ケースカンファレンス 週1回、臨床心理実習の一部として行い、受理事例及び継続事例について検討を行うもの

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、相談室運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教育学研究科細則第1号）
この細則は、平成26年4月9日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科細則第1号）
この細則は、令和元年6月12日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科細則第2号）
この細則は、令和元年7月9日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科細則第3号）
この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年教育学研究科細則第1号）
この細則は、令和2年4月1日から施行する。